

保育士試験による資格取得支援事業の概要

1 目的

保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図ることを目的とする。

2 補助の対象施設等

保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

3 対象者の条件

- (1) **平成 29 年度以降**に保育士試験によって資格取得し、保育士として施設に勤務している者
- (2) **資格取得後 1 年以上**、施設に常勤職員（1日6時間、月20日以上）勤務した者又は、勤務予定である者。

4 対象経費

保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税

5 補助額

対象者1人当たり、**対象経費の1/2上限額150,000円**

（対象経費の支払い対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して1年前の日の属する月の1日までのものとする。）

6 支払い

試験合格後、保育士資格を取得して施設に1年以上勤務していることを施設が実績報告した後に支払い。

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育園等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

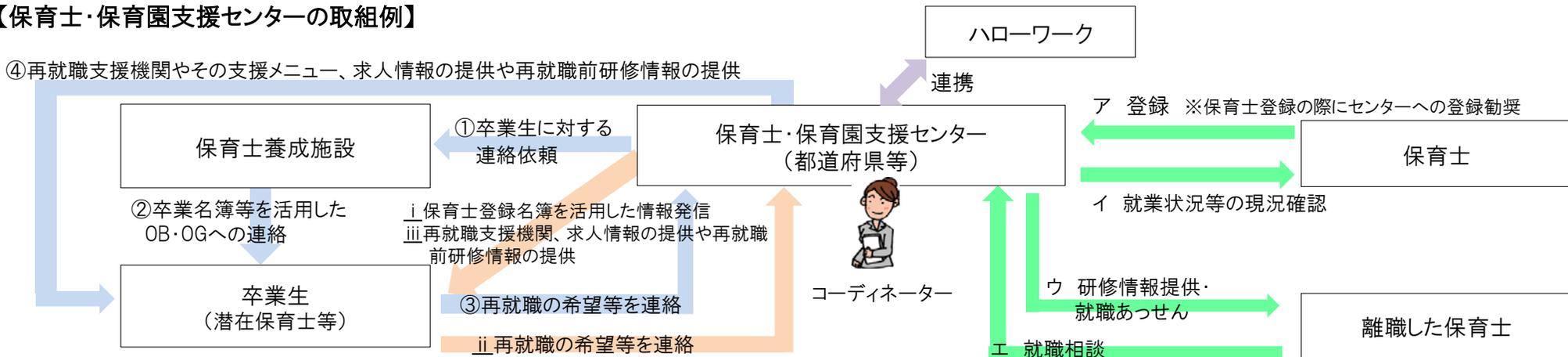
【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

【保育士・保育園支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育園に対する取組
 - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
 - ・保育園で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育園支援センターの取組例】



【概要】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する

<市町村における人材確保に関する事業の例>

○潜在保育士の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）
- ・雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等

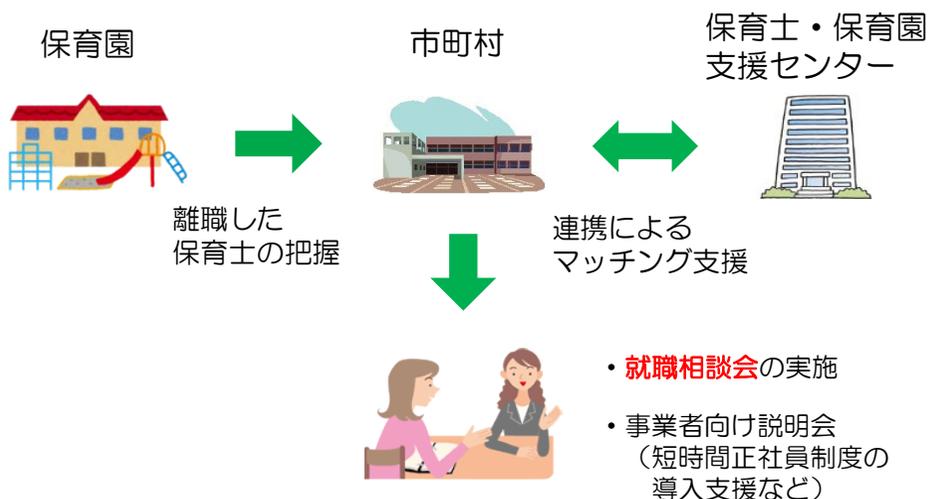
○新卒の人材確保・就業継続支援

- ・保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
- ・高校生や中学生の職場体験
- ・新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

<潜在保育士の再就職支援>



<新卒の人材確保・就業継続支援>

